

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則及び都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和元年11月15日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第22号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則及び都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則
(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部改正)

第1条 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則(平成28年香川県規則第16号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(建築物エネルギー消費性能確保計画の提出の取下げ)</p> <p>第3条 法第12条第1項又は第2項の規定により建築物エネルギー消費性能確保計画を提出した者は、これらの規定による<u>建築物エネルギー消費性能適合性判定</u>を受ける前に当該計画の提出を取り下げる場合は、建築物エネルギー消費性能確保計画提出取届(第1号様式)により知事に届け出なければならない。</p> <p><u>第6条 削除</u></p> <p>(建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料等)</p> <p>第16条 略</p> <p>(1) <u>建築物エネルギー消費性能適合性判定</u>に係る建築物を工場等(工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、卸売市場、火葬場その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。)の用途に供する場合(当該建築物の工場等の用途に供する部分の床面積の合計が当該建築物の床面積の合計の5分の4以上であり、かつ、その他の部分の床面積の合計が300平方メートル未満である場合に限る。)次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める額</p> <p>ア 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業</p>	<p>(建築物エネルギー消費性能確保計画の提出の取下げ)</p> <p>第3条 法第12条第1項又は第2項の規定により建築物エネルギー消費性能確保計画を提出した者は、これらの規定による<u>建築物省エネルギー性能適合性判定</u>を受ける前に当該計画の提出を取り下げる場合は、建築物エネルギー消費性能確保計画提出取届(第1号様式)により知事に届け出なければならない。</p> <p><u>(建築物の建築に関する届出に添えるべき図書)</u></p> <p>第6条 <u>省令第12条第1項に規定する知事が必要と認める図書は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>建築物のエネルギー消費性能の確保のための措置の内容を表示した付近見取図、配置図、仕様書、床面積求積図及び立面図</u></p> <p>(2) <u>各種計算書その他これに準ずるものとして知事が必要と認める図書</u></p> <p>(3) <u>その他知事が必要と認める図書</u></p> <p>(建築物省エネルギー性能適合性判定手数料等)</p> <p>第16条 略</p> <p>(1) <u>建築物省エネルギー性能適合性判定</u>に係る建築物を工場等(工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、卸売市場、火葬場その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。)の用途に供する場合(当該建築物の工場等の用途に供する部分の床面積の合計が当該建築物の床面積の合計の5分の4以上であり、かつ、その他の部分の床面積の合計が300平方メートル未満である場合に限る。)次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める額</p> <p>ア 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業</p>

省・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。) 第1条第1項第1号ロに掲げる基準に適合するかどうかの審査を受ける場合 当該判定に係る別表第1の第1欄に掲げる建築物の床面積の区分に応じ、同表の第2欄に定める額

イ 略

(2) 基準省令第1条第1項第1号ロに掲げる基準に適合するかどうかの審査を受ける場合 (前号アに掲げる場合を除く。) 当該判定に係る別表第1の第1欄に掲げる建築物の床面積の区分に応じ、同表の第4欄に定める額

2 略

3 香川県使用料、手数料条例別表第1 第2表 手数料の部576の6の項に規定する規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する規則で定める額は、当該各号の場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)・(2) 略

(3) 基準省令第10条第2号ロに掲げる基準 (基準省令第12条第2項第2号の適用があるものに限る。) に適合するかどうかの審査を受ける場合 (前2号の場合を除く。) 香川県使用料、手数料条例別表第1 第2表 手数料の部576の6の項の金額欄「ア 住宅部分」の「その他の場合」の区分中「床面積の合計」とあるのは「共用部分を除く床面積の合計」と読み替えて、同項の規定により算定した額

4 略

(1)・(2) 略

(3) 建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の一部について変更認定申請をしようとする場合 (前2号に掲げる場合を除く。) 当該変更認定申請に係る香川県使用料、手数料条例別表第1 第2表 手数料の部576の6の項の金額欄に掲げる建築物の部分の区分に応じ、当該金額欄に定める額 (前項第3号に掲げる場合にあっては、同号に定める額) を合算した額

(手数料の免除)

第17条 建築物エネルギー消費性能適合性判定を受ける者が県の機関の長である場合は、香川県使用料、手数料条例別表第1 第2表 手数料の部576の4の項及び576の5の項に規定する手数料を免除する。

省・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。) 第1条第1号ロに掲げる基準に適合するかどうかの審査を受ける場合 当該判定に係る別表第1の第1欄に掲げる建築物の床面積の区分に応じ、同表の第2欄に定める額

イ 略

(2) 基準省令第1条第1号ロに掲げる基準に適合するかどうかの審査を受ける場合 (前号アに掲げる場合を除く。) 当該判定に係る別表第1の第1欄に掲げる建築物の床面積の区分に応じ、同表の第4欄に定める額

2 略

3 香川県使用料、手数料条例 (昭和27年香川県条例第2号) 別表第1 第2表 手数料の部576の6の項に規定する規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する規則で定める額は、当該各号の場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)・(2) 略

4 略

(1)・(2) 略

(3) 建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の一部について変更認定申請をしようとする場合 (前2号に掲げる場合を除く。) 当該変更認定申請に係る香川県使用料、手数料条例別表第1 第2表 手数料の部576の6の項の金額欄に掲げる建築物の部分の区分に応じ、当該金額欄に定める額を合算した額

(手数料の免除)

第17条 建築物省エネルギー性能適合性判定を受ける者が県の機関の長である場合は、香川県使用料、手数料条例別表第1 第2表 手数料の部576の4の項及び576の5の項に規定する手数料を免除する。

別表第2 (第16条関係)

略

備考 基準省令第12条第2項第2号の適用がある場合は、住宅部分の床面積については、共用部分を除いて算定するものとする。

別表第3 (第16条関係)

略

備考 基準省令第12条第2項第2号の適用がある場合は、住宅部分の床面積については、共用部分を除いて算定するものとする。

別表第2 (第16条関係)

略

別表第3 (第16条関係)

略

(都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部改正)

第2条 都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則(平成24年香川県規則第57号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(認定申請書に添えるべき図書)</p> <p>第3条 省令第41条第1項に規定する知事が必要と認める図書は、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関(低炭素建築物新築等計画が住宅以外の用途に供する部分を有する建築物に係るものである場合にあつては、<u>当該登録建築物エネルギー消費性能判定機関に限る。</u>)が作成した法第54条第1項各号(法第55条第2項において準用する場合を含む。)に掲げる基準に適合していることを示す書類(以下「適合証」という。)の交付を受けている場合における当該適合証とする。</p> <p>2 略</p> <p>(認定申請手数料及び変更認定申請手数料)</p> <p>第10条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(経済産業省令・国土交通省令第1号)第10条第1号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準に適合するかどうかの審査を受ける場合(前号に掲げる場合を除く。) 当該</p>	<p>(認定申請書に添えるべき図書)</p> <p>第3条 省令第41条第1項に規定する知事が必要と認める図書は、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関(低炭素建築物新築等計画が<u>住宅の共用部分又は住宅以外の用途に供する部分を有する建築物に係るものである場合にあつては、建築基準法(昭和25年法律第201号)第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関である当該登録住宅性能評価機関に限る。</u>)が作成した法第54条第1項各号(法第55条第2項において準用する場合を含む。)に掲げる基準に適合していることを示す書類(以下「適合証」という。)の交付を受けている場合における当該適合証とする。</p> <p>2 略</p> <p>(認定申請手数料及び変更認定申請手数料)</p> <p>第10条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(経済産業省令・国土交通省令第1号)第8条第1号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準に適合するかどうかの審査を受ける場合(前号に掲げる場合を除く。) 当該</p>

認定申請に係る別表第2の区分欄に掲げる建築物の部分の区分に応じ、同表の金額欄に定める額を合算した額

(3) 建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能に関する建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号。以下「低炭素化の基準告示」という。）Iの第2の2に掲げる基準（低炭素化の基準告示Iの第2の2-2(2)口の適用があるものに限る。）に適合するかどうかの審査を受ける場合（第1号の場合を除く。）香川県使用料、手数料条例別表第1第2表手数料の部576の2の項の金額欄中「アからウまで」とあるのは「ア及びウ」と読み替えて、同項の規定により算定した額

2 略

(1) 略

(2) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準に適合するかどうかの審査を受ける場合（前号に掲げる場合を除く。）当該変更認定申請に係る別表第2の区分欄に掲げる建築物の部分の区分に応じ、同表の金額欄に定める額を合算した額

(3) 認定低炭素建築物新築等計画に係る建築物の一部について変更認定申請をしようとする場合（前2号に掲げる場合を除く。）当該変更認定申請に係る香川県使用料、手数料条例別表第1第2表手数料の部576の2の項の金額欄に掲げる建築物の部分の区分に応じ、当該金額欄に定める額（前項第3号に掲げる場合にあつては、同号に定める額）を合算した額

別表第1（第10条関係）

略

備考 低炭素化の基準告示Iの第2の2-2(2)口の適用がある場合は、住宅の共用部分を除いて算定するものとする。

別表第2（第10条関係）

略

備考 低炭素化の基準告示Iの第2の2-2(2)口の適用がある場合は、住宅の共用部分を除いて算定するものとする。

認定申請に係る別表第2の区分欄に掲げる建築物の部分の区分に応じ、同表の金額欄に定める額を合算した額

2 略

(1) 略

(2) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第8条第1号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準に適合するかどうかの審査を受ける場合（前号に掲げる場合を除く。）当該変更認定申請に係る別表第2の区分欄に掲げる建築物の部分の区分に応じ、同表の金額欄に定める額を合算した額

(3) 認定低炭素建築物新築等計画に係る建築物の一部について変更認定申請をしようとする場合（前2号に掲げる場合を除く。）当該変更認定申請に係る香川県使用料、手数料条例別表第1第2表手数料の部576の2の項の金額欄に掲げる建築物の部分の区分に応じ、当該金額欄に定める額を合算した額

別表第1（第10条関係）

略

別表第2（第10条関係）

略

附 則

この規則は、令和元年11月16日から施行する。